



役場だより

平成26年 7月 1日 発行

宇治田原町 建設・環境課

☎ (0774) 88-6639

fax (0774) 88-3231

E-mail junkan@town.ujitawara.kyoto.jp

URL <http://www.town.ujitawara.kyoto.jp/>

平成27年1月スタート

「プラマーク容器包装物」の分別収集について

**平成27年1月から、プラスチック製の容器包装物の分別収集（週1回）が
はじまります。住民のみなさまにも分別のご協力をお願いいたします。**

8月より町内各地区でプラマーク容器包装物の分別収集についての住民のみなさまを対象とした説明会の開催を予定しております。詳しくは「町民の窓」8月号でお知らせいたします。

プラスチック製の容器包装物とは

商品を入れたり包んだりしているプラスチック製の「容器」や「包装」のことです。右の『プラマーク』の表示が目印となります。

『プラマーク』は、プラスチックでできた「容器」や「包装」に表示されていて、リサイクルできるものを表しています。



【このマークが目印】

プラマーク容器包装物リサイクルのながれ

- 家庭で… プラマーク容器包装物をその他の家庭ごみと分別し、指定された曜日にごみステーションへ出します。汚れているものは軽く水洗いし、付着物の汚れが取れないものは、燃やすごみとし、プラマーク容器包装物としては排出しないようにします。
- 町で… 各家庭からごみステーションに出されたプラマーク容器包装物を収集し、城南衛生管理組合に運搬します。
- 城南衛生管理組合で… 搬入されたプラマーク容器包装物から異物や汚れたものを取り除き、リサイクル適合物を圧縮梱包機で圧縮・梱包し、一定期間保管した上で、国が指定した法人（公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会）を通じて決定されたリサイクル業者に引き渡します。
- リサイクル工場… 引き取ったプラマーク容器包装物から、異物の除去、破碎その他の処理をし、廃プラスチックを溶かしてもう一度プラスチックの原料にして新しい製品を作ったり、鉄や化学製品をつくる工場に使われる原料に利用されます。

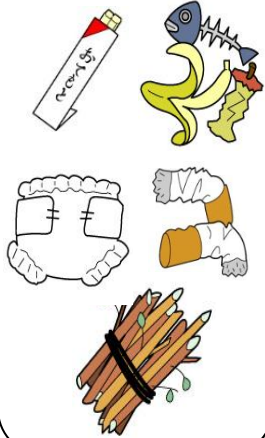
プラマーク容器包装物の分別収集にともなうごみの分け方

《平成26年12月まで》

《平成27年1月から》

燃やすごみ

台所ごみ、紙くず、木切れ、紙おむつ、落葉、草など



燃やすごみ

燃やさないごみ

金属・プラ類

金属類、陶磁器類、ガラス類、家電製品、家具、心とん、自転車、ポリバケツなどのプラスチック製品など



燃やさないごみ

ボトル類

食食品、シャンプー、リンス、洗剤、化粧品のプラ容器など



カップ・トレー

カップめん、豆腐、弁当箱などのプラ容器、卵パック、プリンのカップ、食品トレーなど



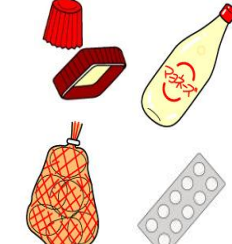
袋類

レジ袋、菓子の袋、お菓子やパン、インスタントラーメンの外装、ペットボトルのラベルなど



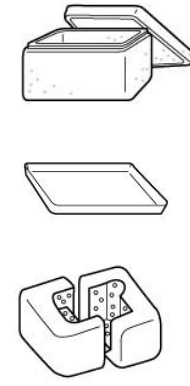
チューブ・ふた

マヨネーズや歯磨きのプラチューブ、びんや調味料のフタ、野菜ネット、錠剤の包装シートなど



発泡スチロール

食品発泡トレイ・発泡スチロール



カン・びん・紙パック

飲食料缶・飲料用ガラスびん・紙パック



プラマーク容器包装物

資源物

プラマーク容器包装物の対象外のもの

プラスチック製の製品そのもの

プラスチック製でも、それ自体が製品である場合は対象外です。従来どおり「燃やさないごみ」で出してください。

《例》



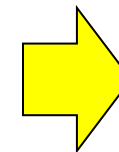
ポリバケツ・洗面器 ビデオテープ・CD、そのケース タッパー おもちゃ 歯ブラシ ストロー

プラマークが付いていても

※ 洗っても汚れの取れないものは「燃やすごみ」!



汚れの取れないプラマーク



「燃やすごみ」へ